

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第32条第3項に定める会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 会員は、皆野町に居住する個人または法人、その他の団体で社会福祉に関心を有し、この法人の趣旨に賛同し入会した者とし、次のように区分する。

- (1) 一般会員（一般世帯を対象）
 - (2) 賛助会員（趣旨に賛同した個人を対象）
 - (3) 特別会員（法人、団体を対象）
- 2 会員となる場合は、入会申込書（様式第1号）を提出するものとする。
- 3 会員は、会員章（様式第2号）として門標を交付するものとする。

(会員の権利)

第3条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) この法人の発行する機関誌（予算、決算事業等の報告）の配布を受けること。
- (2) この法人の発行する社会福祉関係資料及びその他の資料の配布を受けること。
- (3) この法人の実施する大会、講習会、研修会等への参加すること。

(会 費)

第4条 会員は、次の区分により会費を納入するものとする。

- (1) 一般会員 一世帯当り 年 額 5 0 0 円
- (2) 賛助会員 一口当り 年 額 1 , 0 0 0 円（2口以上可）
- (3) 特別会員 一口当り 年 額 5 , 0 0 0 円（2口以上可）

(会費の納入)

第5条 会費は、一時納入とし毎年7月末日までに会費納入書（様式第3号）によって納入する。ただし、入会当初に限り入会申込書とともに、会費を納入するものとする。

- 2 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

(会費の減免)

第6条 会員に特別の理由があると認められるときは、会費を減免することができる。

(退会、除名)

第7条 会員は、次の場合に退会した者とみなす。

- (1) 死亡、転出又は解散したとき
- (2) 退会の申し出があったとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

2 会員がこの法人の名誉を毀損し、又はその趣旨に反した言動があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(福祉委員)

第8条 会費の徴収並びに会員の意思の反映、その他連絡調整にあたるため、福祉委員を置くことができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会

会 長 様

氏 名 (団体、法人名) 印 (才)

住 所

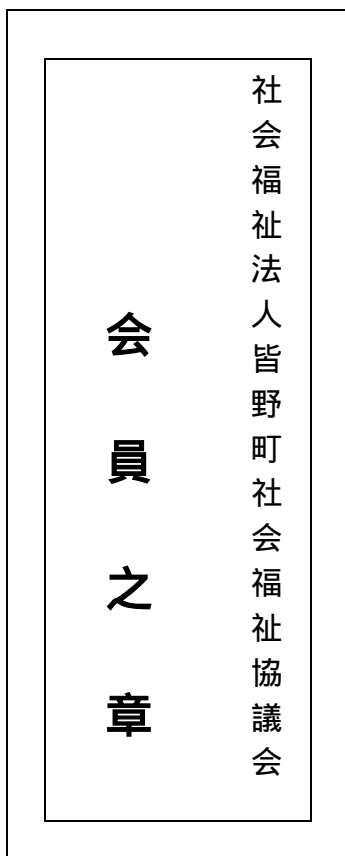
電 話

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会 一般 賛助 会員として入会します
特別
ので会費を添えて申し込みます。

会 費 円 (但し 口分)

様式第2号

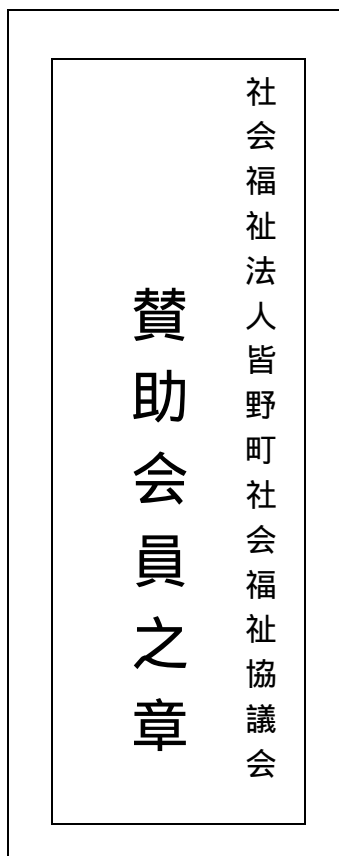
(1) 一般会員



文字、枠、(白)

色 地 (青)

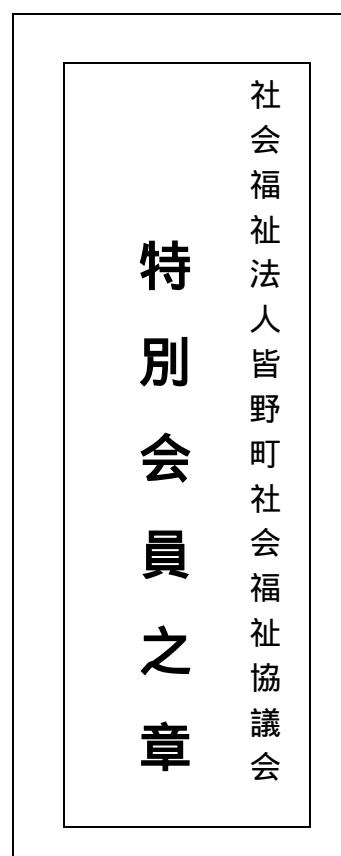
(2) 賛助会員



文字、枠、(白)

色 地 (緑)

(3) 特別会員



文字、枠、(白)

色 地 (赤)

様式第3号

会費納入通知書（兼領収書控）

会員

様分

金

円也

上記平成 年度皆野町社会福祉協議会会費を納入してください。

平成 年 月 日

| | |
|-------------|---|
| 取 扱 者 | 印 |
|-------------|---|

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
会長 印

会員

様分

金

円也

但し、平成 年度皆野町社会福祉協議会会費として上記正に領収いたしました。

平成 年 月 日

| | |
|-------------|---|
| 取 扱 者 | 印 |
|-------------|---|

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
会長 印